

第53期（令和3年度）熊本地方最低賃金審議会

第53期第1回本審 議事録

- 1 日 時 令和3年7月8日（木） 10時00分～11時28分
- 2 場 所 熊本地方合同庁舎A棟10階 大会議室
- 3 出席者

（公益代表委員） 泉委員、倉田委員、高峰委員、
本田委員
（労働者代表委員） 児玉委員、猿渡委員、中谷委員、
花岡委員、山本委員
（使用者代表委員） 岩田委員、岩永委員、近藤委員、
坂本委員、原委員

【事務局】（熊本労働局） 木下労働局長、佐保労働基準部長、渡邊賃金室長、奥山賃金指導官、秋吉専門監督官、中野専門監督官

4 議 題

- (1) 熊本地方最低賃金審議会会長及び会長代理の選出について
- (2) 熊本県（地域別）最低賃金改正諮問について
- (3) 熊本地方最低賃金審議会運営規程等の一部改正について
- (4) 熊本県最低賃金専門部会の委員任命の推薦公示及び関係者からの意見聴取の公示について
- (5) 最低賃金審議会令第6条第5項適用決議について
- (6) 特定最低賃金改正の申出について
- (7) 運営小委員会の設置の決議及び委員の選出について
- (8) 特定最低賃金改正の必要性有無の諮問について
- (9) 熊本県の経済情勢等について
- (10) その他

5 議事内容

賃金指導官 本日は、お忙しい中出席いただきましてありがとうございます。ただいまから、第53期令和3年度第1回熊本地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

なお、本日の審議会は取材のため、報道機関の方がお見えでございます。最低賃金制度や最低賃金審議会の広報のため、ご協力をお願い申し上げます。

本審議会の委員のご出席は14人でございますので、最低賃金審議会令第5条第2項、委員の3分の2以上または労働者委員、使用者委員及び公益委員の各3分の1以上の出席の定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

また、熊本地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項に基づきまして、会議の公開の公示をいたしておりましたところ、今回はお1人の方が傍聴されておりますので、ご案内申し上げます。

本日の審議会は、第53期の最初の本審ですので、会長及び会長代理が選出されるまでの間は、事務局の方で議事を進めさせていただきます。

まず、1番目の議題の会長及び会長代理の選出でございますが、最低賃金法第24条第2項及び第4項の規定によりまして、公益委員のうちから公労使委員の皆様で選出していただくことになっております。当審議会におきましては、従来から公益委員による互選を行い、この本審でご承認いただいておりますが、今回もそのようにしてよろしいでしょうか。

委員全員 はい。

賃金指導官 それでは、そのようにさせていただきます。

5月12日の公益委員会議におきましてご協議いただきましたので、その結果をご報告申し上げます。会長を高峰委員に、会長代理を倉田委員をお願いいたしたいとのことでしたが、労側、使側の各委員の皆様よろしいでしょうか。

労側委員、使側委員 はい。

賃金指導官 それでは、会長に高峰委員が、会長代理に倉田委員が選出されました。

高峰会長に今後の議事進行をお願いいたしたいと存じます。よろしく願います。

会長 ただいま会長に選出いただいた高峰と申します。振り返りま

すと、昨年コロナ禍の中で皆さんにはずいぶん厳しい議論をしていただきました。今年はまだコロナ禍が続いておりまして、緊急事態宣言もまた発令されるという非常に厳しい状況の中での議論になってきます。それから、昨年の7月、熊本豪雨がありました。それから、熊本地震からもう5年ですけども、この影響もまだ厳しいものがあります。

その一方で、コストコの開業であったり、アミュプラザが新しくオープンしたり、そして今日の熊日新聞を見ますと、星野リゾートですか、新しいホテルも出てくるということで、いろいろ変化の材料もあるようであります。

それから、これは去年からずっと政府の問題でもあろうかと思えますけれども、最低賃金が持っている地域間格差の問題も引き続き、われわれは抱えております。そういう問題がありますけれども、熊本県の最低賃金を議論する場というのは、実はここしかありませんので、労使で忌憚のない意見を出していただいて、熊本らしい賃金を決めていければと思います。ご協力よろしく願いいたします。

続きまして、今日の2番目の議題、熊本県最低賃金の改正決定についての諮問でございます。本日は、木下熊本労働局長から当審議会に対しまして、熊本県最低賃金の改正決定の諮問が行われることになっております。それでは、局長よろしく願いいたします。

局長 最低賃金の改正決定について諮問させていただきます。よろしく願います。

会長 ただいま諮問文を頂戴いたしました。委員の皆様のお手元にも諮問文の写しがございますが、議事録に内容を残すために事務局に諮問文の朗読をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

賃金指導官 それでは、朗読させていただきます。
熊本地方最低賃金審議会会長 高峰武 殿
熊本労働局長 木下正人
最低賃金の改正決定について（諮問）
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基

づき、熊本県最低賃金（昭和55年熊本労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定について、経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議を求める。

以上でございます。

会長

ただいまの諮問文につきまして、何か委員の方からご意見、ご質問はありませんでしょうか。

特段ございませんかね。それでは、木下局長よりごあいさつをお願いいたしたいと思います。

局長

皆様、こんにちは。熊本労働局長の木下でございます。また今年も、最低賃金を審議する季節がやってまいりました。昨年の今頃は、新型コロナウイルス感染症が拡大基調にあって、全国的に緊急事態宣言が発出されたりということでしたけれども、新型コロナウイルスの収束が見えない中で、地域によって感染の度合いが違うという状況の中での今年の審議になったところでございます。

さらに今、高峰会長からございましたように、熊本県内におきましてはさまざまな動きがっております。雇用失業情勢から見ましても、5月末の有効求人倍率が1.36倍ということで、2年前の水準までは戻ってないんですけれども、昨年の状況よりは回復基調にあります。減ってございました求人数につきましても、2年前から1年前に対しての減少幅からいくと、6割から7割ぐらい求人数も戻ってきている状況でございます。

そういった中で、高峰会長からございましたように、熊本県にふさわしい最低賃金は幾らだろうかとということで忌憚のない意見を交わしていただき、最低賃金額を決定していくということでございます。本省からは、成長戦略とか骨太方針に基づいて、そういったものにも配慮して審議してほしいということがありましたので、私からもお願いをしたいと思っております。

1点だけ報告がございます。熊本の審議会が今日が最初でございますけれども、中央最低賃金審議会におきましては、目安小委員会がもう3回開催されているところでございます。その過

程で、目安小委員会で提出された資料に関して、賃金改定状況調査の資料に関しての差し替えがなされております。熊本におきましては、今日が第1回ですので皆様の資料は新しい資料でお配りしておりますけれども、後ほど事務局から説明がありますので、ご承知おきいただければありがたいと思います。

今年はオリンピックの開催の予定もあり、目安が出るのが7月中旬というのが今のところの状況でございますが、なかなか中央最低賃金審議会におきましても、議論が沸騰しているところでございますので、なかなかこだわり深いところではございますが、それはそれとして、皆様方、熊本県の実情を踏まえながら、他県との状況、横並びもあろうかと思いますが、繰り返しになりますが、熊本県にふさわしい最低賃金のレベルというのをしっかりと議論していただき、10月1日の発効を目指したスケジュール感での審議ですので、10月頃に熊本がどうなっているかというところもちよっと頭に置きながら、審議をしていただけるとありがたいかなと思います。

今日から8月の頭にかけて、かなりの開催日数もありますけれども、しっかりとした審議をしていただければありがたいと思います。冒頭のあいさつとさせていただきます。よろしく願いします。

賃金指導官 恐縮ですが、マスコミの方の撮影及び録音はここまででお願いいたします。なお、ここからはマスコミの方につきましても、傍聴のご希望がございましたら、傍聴の留意事項を遵守いただければ、退席なく審議会の傍聴ができます。

(マスコミ 退室)

会長 よろしいですか。それでは、議事を進めます。諮問文につきましては、ご確認いただいたということで、最低賃金法第25条第2項に基づきまして、熊本県最低賃金専門部会を設置し審議をお願いすることといたします。

続きまして、今日の3番目の議題であります。熊本地方最低賃金審議会運営規程、熊本地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程及び熊本地方最低賃金審議会運営小委員会運営の一部改正がございます。事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

それでは、ご説明させていただきます。資料の2-1、2-2、2-3をよろしいでしょうか。改正案という文書がございます。それに沿ってご説明いたします。

提案理由といたしましては、テレビ会議のシステムとして現在広く活用されていることを踏まえて、この熊本地方最低賃金審議会運営規程等の改正ということで、それぞれにテレビ会議システムを可能としたいということでございます。それともう一つが、内閣府の改革推進本部事務局に書面の押印署名の事務簡素化手続きという形で出されております。それに沿って、議事録につきまして現在署名をお願いしておりますが、それについても廃止という形でできればということで、提案させていただきたいということになります。

最初の1つ目の提案でございますが、テレビ会議のシステムでの審議会の開催ということでございます。コロナの状況もございまして、現段階では今年度は、このように直接集まっての開催を考えております。しかしながら、感染の状況次第では従来の形での開催ができない場合、委員全員あるいは一部の委員によるテレビ会議での出席を可能とするため、事前にこのような形の改正をさせていただければということでございます。

2つ目の提案ですが、現在、議事録につきまして、会長及び会長が指定する労使の委員の方に署名していただくという形で議事録を作成しております。その署名廃止を行いたいということでございます。当然、今まで通り、議事録は作成いたします。また、議事録の内容につきましては、委員の皆様全員での確認をお願いいたします。

改正の日につきましても、委員会の議決に基づいて行うこととなつてございますので、本日7月8日議決、今日からの施行という形でできればと考えております。本審議会におきまして、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

会長

ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。確認ですけれども、1つはテレビ会議のシステムを入れましょうということでの規約の改定、それから2つ目は議事録署名人が今までいたんですが、これを廃止したいということですね。何かご質問はございませんでしょうか。

私から1点。この「委員の皆様全員での確認」ということになっているんですけれども、これはどのようにしていかれますか。

賃金室長 議事録を公開する前に、委員の皆様にもメールで一度お送りしまして、そこに変更等があれば修正していただいで確認したいと思っております。

会長 それでは、皆さんよろしいでしょうか。メールがない方には、郵送等で連絡がつくようにしてください。

賃金室長 はい、分かりました。

会長 質問がないようであれば、本提案について採決を行いたいと思います。ご意見はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

委員全員 はい。

会長 これで進めます。では、事務局の提案通り、改正につきましては、本日、令和3年7月8日、本審議会から適用いたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

賃金室長 ありがとうございます。ただいま議決していただきました規正等につきましては、後日、皆様方のお手元に配付させていただきますので、改定後の部分ということでまたご確認よろしく願いいたします。

会長 では、皆様のお手元に改定後のものが配付されましたときは、よろしくご確認をお願いしたいと思います。

続きまして、議事を進めます。熊本県最低賃金専門部会の委員任命の推薦公示及び関係労働者及び関係使用者からの意見聴取の公示について、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長 まず、熊本県最低賃金専門部会委員の任命でございますが、最低賃金審議会令第6条第4項及び同項で準用いたしております同令第3条に規定されております。労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の任命を必要とするときは、関係者（関係

者の団体を含む) に対し、相当の期間を定めて候補者の推薦を求めなければならないとされております。

本日の本審終了後から7月19日月曜日まで、熊本地方合同庁舎の掲示板及び熊本労働局のホームページに、熊本県最低賃金専門部会委員候補者の推薦に関する公示を行います。この推薦を受けまして、7月27日火曜日開催の第1回地域別専門部会で任命予定といたしておりますので、関係労使の方は速やかな推薦手続きのご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、関係者からの意見聞き取りでございますが、最低賃金法第25条第5項及び最低賃金法施行規則第11条に規定されております。最低賃金審議会は最低賃金の改正の決定について調査審議を行う場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くものとする。都道府県労働局長は最低賃金の改正決定について、地方最低賃金審議会の調査審議を求めた場合には遅滞なく、1. 最低賃金審議会が当該事案について、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くこと。2. 意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は、一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべきことを公示するものとするとしております。

この規定に基づきまして、本日の本審終了後から7月19日月曜日まで、熊本地方合同庁舎の掲示板及び熊本労働局ホームページに関係者からの意見聞き取りに関する公示を行います。意見書提出予定の方には、期間の厳守につきましてご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

会長

ただいまのご説明につきまして、何か質問等はございませんか。

ございませんようでしたら、日程が7月19日までと非常に短いので、労使各委員の皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に入りたいと思います。最低賃金審議会令第6条第5項で、審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる規定されております。そこで、従来通り熊本県最低賃金専門部会が全会一致で議決した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用して、熊本県最低賃金専門部会の決議をもつ

て当審議会の決議とするとしてよろしいでしょうか。

委員全員 はい。

会長 よろしいでしょうか。これは例年通りであります。専門部会で一致したら、全会一致であれば、それを全体の会の結論とするということでもあります。

今年もそれでいきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、専門部会が全会一致で決議した場合は、審議会令第6条第5項を適用することといたします。

次の議題は、特定最低賃金の改正申出についてであります。今年度も、熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、それから熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金、それから3つ目が熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金、この以上3点につきまして、労働協約ケースによる申出書が出されておりますので、申出の状況について事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

賃金室長 それでは、熊本県特定最低賃金の改正申出の状況についてご説明いたします。本年2月18日付で、熊本労働局長に対して意向表明が出されておりました電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金及び百貨店、総合スーパー最低賃金につきましては、本年6月28日にその申出があり、労働協約ケースの申出要件、基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが適用を受ける労働協約で、その労働組合又は使用者の全部の合意による申出であることの申出要件に該当していることを確認いたしました。

なお、詳細につきましては、8月5日開催予定の運営小委員会で説明予定でございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

会長 ただいまの説明について、何かご質問はございませんでしょうか。

なければ、それぞれ申出についてご確認させていただいたと

ということで、次の議題に進めたいと思います。

次は、運営小委員会の設置の決議であります。本年2月18日付で労働局長に対して、特定最低賃金の改正に係る意向表明がなされ、6月28日に申出書が提出されております。本年度も従来通り、運営小委員会を設置して、特定最低賃金改定決定の必要性の有無の審議をお願いいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員全員 はい

会長 はい。それでは従来通りということで、よろしく願いいたします。

次に、第53期第1回運営小委員会の労側委員及び使側委員の選出でございます。公益につきましては5人全員、それから労側、使側については3名ずつとなっております。労側、使側は、それぞれ委員はどなたでしょうか。

山本委員 労側は児玉委員、猿渡委員、私山本の3名でまいります。

岩永委員 使側は坂本委員、原委員、私岩永の3名でございます。

会長 それでは、確認をいたします。労側委員は児玉委員、猿渡委員、山本委員、使側委員は岩永委員、坂本委員、原委員、以上でよろしいでしょうか。

労側委員、使側委員 はい。

会長 選出された委員の皆様、よろしく願いいたします。

次の議題は、これら3件の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の諮問でございます。特定最低賃金は地域別最低賃金と異なって、改正決定の諮問の前に改正決定の必要性の有無の諮問が行われることになっております。それでは、局長お願いいたします。

局長 熊本県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問させていただきます。よろしく願いします。

会長

ただいま諮問文を頂戴いたしました。委員の皆様のお手元に諮問文の写しがあるかと思えますけれども、議事録に内容を残すために、事務局に朗読をお願いしたいと思います。

賃金指導官

それでは、朗読させていただきます。

熊本地方最低賃金審議会会長 高峰武 殿

熊本労働局長 木下正人

熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金他2件の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、下記の産業別最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性について貴会の意見を求める。

記

1 熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第3号）

申出年月日 令和3年6月28日

申出代表者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
熊本地方協議会議長 中谷真弥

2 熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第4号）

申出年月日 令和3年6月28日

申出代表者 自動車総連熊本地方協議会議長 松村勲

3 熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第2号）

申出年月日 令和3年6月28日

申出代表者 UAゼンセン熊本県支部支部長 梶田秀治

以上でございます。

会長

ありがとうございました。それでは、諮問文につきましてはご確認いただいたということで、今年度も従来通り、運営小委員会において特定最低賃金改定決定の必要性の審議をお願いいたし

たいと思います。

それでは、審議について、今後の日程を事務局からご説明をお願いします。

賃金室長 今後、8月5日木曜日に、第1回運営小委員会を開催してご審議いただくこととなります。それから、同日開催予定の第3回本審で審議結果をご報告いただき、その場で局長へ答申いただく流れになっております。よろしく願いいたします。

会長 日程の確認になりますけれども、8月5日に第1回運営小委員会を開催する、それからその後、第3回の本審でその審議経過について報告して、局長に答申するという流れになっております。よろしいでしょうか、皆さん。その日程を頭に入れてください。

これで、事務局から用意された議題は終わりました。次の議題に進めさせていただきます。

本日は、熊本県内の経済情勢等につきまして、九州財務局の長野経済調査課長にご説明をいただくことになっております。資料につきましては、別添として最後に添付されております。私たちの議論の大本になる熊本県の数字だろうと思います。よろしく願いいたします。

経済調査課長 皆さん、おはようございます。九州財務局経済調査課長の長野です。よろしく願いいたします。お手元に配布している「熊本県内経済情勢報告」は、個人消費、生産活動、雇用情勢などの地域経済動向について、私どもで四半期ごとに取りまとめているものでございます。熊本県内の足下の経済情勢につきましては、8月上旬に開催予定の全国財務局長会議の場で報告することになっており、現在取りまとめ中でございますので、本日は、4月28日に報告をさせていただいた県内経済情勢についてご説明させていただきます。よろしく願いいたします。

資料をまず1枚めくっていただきますと、左手に総論、右側に各論ということになっております。

財務省におきましては、経済情勢を判断するときに、特に個人消費、生産活動、雇用情勢の3項目に重点を置いて、その他の項目も含めまして総合的に経済情勢について判断をしているとこ

ろでございます。本日は時間も限られておりますので、主要な3項目を中心に説明させていただきます。

資料2ページ目ですが、個人消費については「新型コロナウイルス感染症の影響により、持ち直しに向けたテンポが緩やかになっている」ということで、前回（1月）の判断を据え置いています。

項目ごとにご覧いただきますと、まず百貨店・スーパー販売につきましては、食料品が堅調であることや来店客数の戻りがみられることから「持ち直しつつある」としています。県独自の緊急事態宣言が1月14日～2月17日に出されていたことから、1月、2月は来店客数が減っておりましたが、3月以降、県独自の緊急事態宣言が終わり、客足の戻りがあったということで、「持ち直しつつある」と判断しました。

コンビニエンスストア販売については総菜や弁当を買って家で食べるといった中食需要が堅調であるものの、来店客数の減少などから「弱い動きとなっている」としました。

ドラッグストア販売については、昨年マスクとか消毒液などの特需があり、そういった反動がみられるものの、引き続き衛生用品や食料品が堅調。ホームセンター販売についても、前年度の特需の反動がみられる中で、引き続きDIYとか園芸用品が好調。家電大型専門店販売については、生活家電、テレビ、パソコンを中心に好調。乗用車の新車の販売は持ち直しの動きに足踏みがみられる。宿泊については、緩やかな持ち直しがみられるものの、依然として厳しい状況にある、としております。

参考資料の後ろの方に、グラフを掲載しておりますが、参考資料3ページにある宿泊者数(延べ)の棒グラフを横方向に見ただくと、過去の水準に比べて宿泊については、大変厳しい状況にあることがわかりいただけるかと思えます。

企業のヒアリングで得られた声としましては、百貨店・スーパーからは、「例年ほどには戻ってないものの、感染の落ち着きとともに来店客数は増えている」とあります。また、自動車販売の業界団体からは「感染症の拡大によりイベント等を自粛した関係で、回復がちょっと鈍っている」と。宿泊、飲食の業界の方からは、「送別会などの宴会については落ち込んだ状況が続いている。緊急事態宣言が解除されたことから、客室の稼働率は少しずつ上がってきているものの、厳しい状況が続いている」との声が

聞かれました。

次に、生産活動については、「持ち直しつつある」として、前回判断から上方修正しています。

資料をめくっていただきますと、参考資料4ページの生産活動というところに、鉱工業生産指数の推移というグラフをつけております。鉱工業生産指数については、鉱業、製造業の生産の動きを指数化したものでございまして、資料の数値につきましては、平成27年1月～12月の平均値を100としたときの数量の変化を表しています。まず、上段のグラフですが、全国よりも県内の方が指数が上回っている状況です。それから、下段のグラフは、業種別で、県内におけるウェートの高い5業種を記載しています。

食料品等については、業務用飲料が感染症の影響によって低調であることなどから、「一部に弱さがみられる」としています。汎用・生産用機械は、5Gや車載用向け半導体の旺盛な需要を背景に、半導体製造装置が持ち直しをしている。電子部品・デバイスについては、自動車産業の復調に伴い、車載向け部品を中心に好調である。化学については、医療機関向けを中心に消毒液需要の落ち着きなどから弱い動きとなっている。輸送用機械については、中国を中心に海外需要の回復が進んでいることなどから自動車部品が持ち直ししているとしています。

企業からは、先ほど申し上げたように、「5Gや車載等向け半導体のさらなる需要拡大見通しを背景に、国内外向け半導体製造装置の引き合いが強く、受注が好調に推移している」、「自動車産業の復調に伴い車載向けマイコンの受注が増加しているほか、幅広い用途で使われるパワー半導体の受注も増加している」、「中国を中心に感染症の影響による自動車需要の低迷から回復しており、自動車部品の生産も高水準を継続している」といった声を聞いています。

それから、雇用情勢については、「新型コロナウイルス感染症の影響により、一部に底堅さがみられるものの、弱い動きとなっている」として、前回判断を据え置いています。

参考資料5ページの上段に有効求人倍率の推移グラフがありますが、お手持ちの資料では本年2月の熊本県が1.20倍ですが、その後3月が1.26倍、4月が1.29倍、5月が1.36倍ということで、5カ月連続でアップをしています。ここは、

労働局様の方が詳しいかと思えますけれども、お話を伺ったところでは、人材を求める企業が増えている一方で求職者が減っており、有効求人倍率が上がっているようです。半導体関連とか、豪雨からの復旧工事が進む建設業などで求人が増えております。

一方、飲食業などは、新型コロナの影響で、求人数が減っているとみられ、業種によって雇用環境に差があるという現状と伺っております。この点について、もし労働局様から補足があればご説明いただければと思います。

資料をまたお戻りいただき、1ページに総論が書かれています。今申し上げた主要3項目のほか、その他の項目も含めまして、総合的に判断した結果、総括判断としては、「新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるなか、持ち直しに向けたテンポが緩やかになっている」ということで、前回1月の判断を据え置いております。

判断のポイントとしましては、その下にありますけれども、「個人消費は持ち直しに向けた動きがみられるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、宿泊者数など観光面が依然として厳しい状況にあるなど、持ち直しに向けたテンポが緩やかになっている」と。それから、生産活動については、「好調な電子部品・デバイスを中心に持ち直しつつある」。雇用情勢は、「有効求人倍率に下げ止まりの兆しがみられるなど、一部に底堅さがみられるものの、感染症の影響により弱い動きとなっている」ということです。4月の時点では、そういった判断をしております。

先行きにつきましては、「新型コロナウイルス感染拡大の防止策を講じる中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待される。ただし、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要があります」としております。

先ほど、申し上げた通りですが、足下の直近の状況につきましては、8月の初旬にまた私どもで取りまとめの上、公表させていただきますので、ご覧いただければと思います。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。ただいまの説明について、各委員の皆様からのご質問等はございませんでしょうか。どうぞ。

使側委員 私たちは商工会の調査はずっとやっている中では、宿泊業も厳しいんですけども、それと並んで飲食業の方々がこの1年半厳しい打撃を受けているというところがあるんですが、それはこの調査の中ではどの部分に、どこに入っているのかというのは。

会長 飲食業はどうなっているかという今質問だったかと、課長よろしく願いいたします。

経済調査課長 商工会連合会さんが2か月ごとに取りまとめている調査結果でよろしかったでしょうか。

使側委員 はい。

経済調査課長 私どもも毎回拝見させていただいております。飲食業の状況についても、把握はしているところでございます。飲食については、個人消費の中に含まれますが、分析できる公的な統計データがないこともあって、グラフやコメントとして書いていないということです。飲食業や宿泊業が厳しいという認識は持っておりますので、今、ヒアリングをやっておりますけれども、その中でしっかりと状況を把握して、飲食、宿泊も含めた個人消費全体の動向については、引き続き私どもも注視をしてみたいと思っています。

会長 よろしいでしょうか。

使側委員 ということは、今はあまり経済情勢には反映できていないってお答えですか。

経済調査課長 個別の項目として、飲食業についてのコメントは記載しておりませんが、ヒアリング等を通じて飲食業の実態は把握しており、個人消費の基調判断には反映しております。

使側委員 よろしいですか。あと、もう一点。

会長 はい、どうぞ。

使側委員 参考資料の4ページの生産のところのグラフで化学が非常に低くなっていまして、これだけが非常に特殊な動きというか、ほかの業種は好調みたいですが、これは何か要因があるのでしょうか。

経済調査課長 グラフの数字は前年比ではなく、平成27年を100とした指数です。トレンドとして下がってきている部分については、消毒液需要などが落ち着いているという企業の声は聞いてはいるものの、水準として低いということについては、後ほど確認したうえで回答させていただいてよろしいでしょうか。

会長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。
すみません、私から1点お尋ねいたしたいと思います。2ページで、各項目の判断で生産活動が今回持ち直しつつあるという矢印が少し上に上がっていますけれども、今後の見通しはこれはもう少し強くなれるような感じで、今のところ、今後の見通しを持っておられるのでしょうか。ご説明をいただければと思います。

経済調査課長 生産については、半導体、あるいは半導体製造装置の需要というのは、世界的な半導体不足の影響により非常に高く、企業からも大変忙しい状況になっていると聞いています。一方で、自動車などは半導体不足に起因したメーカー減産の影響もあるようですので、そういったところを含めて生産活動については判断をしていきたいと思っています。

個人消費については、これは一般論かもしれませんが、今後、ワクチンの接種が進展すれば、外出自粛要請も緩和されて、経済活動の回復が期待されるものと思っております。観光産業についても、熊本県や熊本市の宿泊助成制度も再開しておりますので、そういったところがプラスの要素としてあると思っております。一方でやはり皆さんが懸念されている点というのは、コロナの感染拡大状況かと思えます。グラフで去年の数字を見ただけでも分かるように、百貨店・スーパーの販売額が大幅なマイナスになっているのも、コロナの感染拡大によって緊急事態

宣言とかまん延防止等重点措置が適用されたということが要因となっています。新たな感染拡大、変異株の流行によってコロナの感染者数が急増して、緊急事態宣言が出されるようなことになってくると、外出自粛要請や時短営業が要請されるということになろうかと思えます。

その結果、昨年のように個人消費の大幅な落ち込みということも懸念されますので、コロナの感染状況については引き続き注視していく必要があると考えております。

会長

ありがとうございました。ほかにご質問ございませんでしょうか。皆さんよろしいでしょうか。

長野課長にはお忙しい中、貴重な時間を割いていただきありがとうございました。今、お話を聞きながら、私どもの議論の最も基盤になる数字をご説明いただき、本当に助かりました。この数字もまた役立てていきたいと思えます。

それから、8月にまた取りまとめをされるということでありましたけれども、今日出た質問を含めて何か補足的にご説明をされることがあれば、また労働局の方にご提示いただければ、私どももそれをまた受けたいと思えますので、よろしく願いいたします。それでは、長野課長どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に進めたいと思えます。その他ということになっておりますけれども、事務局からかなり大量の資料が出ておりますので、説明をお願いいたします。

賃金室長

では、配布資料の順に沿ってご説明いたします。資料1は令和3年の審議会委員名簿でございます。

資料3については、後ほど説明させていただきます。

次の資料ですけれども、特定産業別最低賃金の熊本県下の適用事業場数及び適用労働者数を示しております。経済指標の資料として、資料5、熊本県の金融経済概観、資料6-2、県内企業短期経済観測調査結果をつけております。資料5の熊本県の金融経済概観は、そこの1ページに表題が書いてございます。

続きまして、資料7は第60回中央最低賃金審議会資料の中の政府の基本方針をつけております。先ほどお配りしました諮問文中にございます「6月18日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2021及び成長戦略実行計画・成長戦略

フォローアップ」という記載がございましたが、この資料7をめぐっていただきまして、経済財政運営と改革の基本方針2021の4ページですね、(3)の「賃上げを通じた経済の底上げ」に下線が引いてあるところがございますが、これを見ると、中ほど5行目辺りから言いますけれども、「賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等の3つを取り組みつつ、最低賃金について感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取り組みを参考にして、感染症拡大前に上向けて引き上げてきた実績を踏まえて地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指し、本年度の確に取り組む」とされており、成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップもつけておりますけれども、これも同じような内容は書いてございます。

続きまして、資料8は先月、ウェブ会議でございました全国賃金課長会議における資料、あと、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会における資料関係を抜粋したものでございます。まず、資料8の最低賃金関係資料の中でページをめぐっていただきますと、「令和3年度全国賃金課長会議資料」、令和3年6月24日木曜日に開催されたものでございます。めぐっていきますと、最低賃金制度についての概要や、最低賃金をめぐる動向等についての資料をつけております。

中ほど、24ページのところに新型コロナウイルス感染症の国内発生状況というグラフの資料等がございます。

また何ページかめぐっていただくと最低賃金・賃金引上げ等生産性向上に向けた支援ということ、また27ページと書いてある「中小企業の生産性向上等に関わる支援策」という色刷りの赤い表示がございますけれども、ここに中小企業の生産性向上に対する支援策等の表がございます。

そして、これを2枚ほどめぐっていただきますと、業務改善助成金の都道府県別月計別件数一覧表というのがございますでしょうか。業務改善助成金の都道府県別月別件数一覧表という各都道府県が並んでいる表がございます。一番下の右下に件数がございます。令和2年度の申請件数は805件でございました。この裏面は令和3年5月までの申請件数でございます。

この資料の最後の方になりますけれども、春闘関係について

の資料でございます。見出しに「春闘関係について」とございまして、1枚めくっていただきますと、「令和3年春闘について」とございます。そこに概要が書いてございまして、賃上げ率は令和3年は下線で書いてございますが、1.79%ということとなっております。以上が賃金比較の資料でございます。

続きまして、一番上に資料ナンバー1の「主要統計資料」が5点ですかね。一番上が資料ナンバー1の「主要統計資料」になっております。これは、先月6月22日に開催されました中央最低賃金審議会の第1回目安小委員会の資料でございます。この主要統計資料の資料表題を1枚開けていただきまして、資料表題をご覧くださいと、1が全国統計資料編、2が都道府県統計資料編、3が業務統計資料編とございます。

1の全国統計資料分は1～11の項目に分かれております。この中で、言葉として「未満率」「影響率」「D I」といった文言が見受けられます。未満率、影響率につきましては、開けていただいて16ページの2と3ですね、未満率と影響率につきましてはの解説が書いてございます。D Iという言葉につきましては26ページですね、ここの注意書きの2番目にD Iという言葉の解説がございまして。

2の都道府県別統計資料編でございますが、30ページからこの都道府県統計資料編がA、B、C、Dランクごとに1～6の項目で分かれております。

続きまして、3、業務統計資料編は40ページから書かれています。また、42ページは各県ごとの効力発生年月日の推移でございます。ほかの資料4、新型コロナウイルス感染症の関係資料が参考資料のナンバー1、ナンバー2、ナンバー3に書かれています。

続きまして、資料ナンバー1の「令和3年賃金改定状況調査結果」がございすけれども、今月は4月1日に開催されました中央最低賃金審議会の第2回目の目安小委員会の配布資料となっております。

まず、資料ナンバー1の令和3年賃金改定状況調査結果につきましてご説明いたしますが、その前に先ほどお話がございましたけれども、別とじで「資料 賃金改定状況調査結果の訂正について」というものがございすでしょうか。右側に括弧で「資料」と書いてございまして、表題が「賃金改定状況調査結果の訂

正について」という資料でございます。これは、昨日7月7日に開催されました中央最低賃金審議会の第3回目安小委員会の資料でございます。資料は、賃金改定状況調査結果の訂正について、めくってもらって別紙1は新旧対照表でございます。そして、一番最後の色刷りのものは別紙2、「賃金改定状況調査の集計誤りについて」という表がございました。

また資料を一番上の方に戻っていただきまして、資料にございますけれども、先ほど申し上げた通り、ここの真ん中がございますが、「復元に使用する母集団労働者数が誤っていることが確認されたため、正しい数値として再集計したもの」ということでございます。中央最低賃金審議会の審議資料であるとはいえ、このような調査結果を訂正することになったことは大変深くお詫び申し上げます。

この中で、主な訂正内容というのがここがございますけれども、資料ナンバー1に戻っていただきまして、資料ナンバー1の「令和3年賃金改定状況調査結果」をよろしいでしょうか。これです。この資料ナンバー1の3枚目の裏側ですね。「第4表①一般労働者及びパートタイム賃金上昇率（男女別内訳）」というのがございますが、よろしいでしょうか。そこの主な訂正内容についてご説明いたしますけれども、そこの第4表の左側に「産業計の賃金上昇率」というのがございます。ここは、まずAランクの「0.3」が「0.5」、Bランクの「-0.1」が「0.1」、Cランクの「0.6」が「0.5」、Dランクの「0.4」が「0.3」、ランク計の「0.3」が「0.4」となります。

そして、右側の令和2年、これも申し上げます。Aランクの「1.4」が「1.5」、Bランクの「0.4」が「0.7」、Cランクの「1.5」が「1.3」、Dランクの「0.9」が「0.8」となります。計は1.2、これはそのままでございます。

次に進めます。続きまして、この資料の次に、資料ナンバー2として2枚もので「生活保護と最低賃金」の資料を添付しております。

続きまして、資料ナンバー3、「地域別最低賃金の未満率及び影響率の推移」の資料でございます。資料ナンバー3の1ページには、平成23年度～令和2年度の推移が書いてございます。令和2年度のDランクの未満率は1.8%、影響率は6.9%となっております。未満率、影響率の言葉については、お配りした注

意書きの 2、3 に記載してございます。

2 ページは、令和 2 年度最低賃金に関する市町村調査を基にした都道府県別の令和 2 年度未満率、影響率でございます。左側から東京、神奈川、大阪の順に記載されており、その下に未満率、影響率が示されております。熊本は右側から 10 番目ほどでございますけれども、熊本の未満率は 1.7%、影響率は 6.5% で、全国平均は未満率 2.0%、影響率は 4.7% となっております。

次の 3 ページは、令和 2 年の賃金構造基本統計調査を基に集計したものでございます。全国平均は右側にございますように 2.0%、影響率は 2.5%。熊本は右から 10 番目のところでございますが、熊本は未満率は 1.2%、影響率は 2.3% となっております。

次の資料 4 でございますけれども、これは賃金の分布グラフでございます。熊本の分布図は一般労働者、短時間労働者計は 11 ページの左下でございます。次に、一般労働者については 24 ページの左下になります。そして、短時間労働者については 37 ページの左下にそれぞれございます。

あとは、資料 5 は最新の経済指標の動向、または参考資料、委員からの追加要望資料等でございます。その中で、参考資料の委員からの追加要望書でございますが、この資料の 4 ページには、パートタイム労働者の一求人票当たりの募集賃金平均額、5 ページにはパートタイム労働者の一求人票当たりの募集賃金下限額が記されております。例年、専門部会でお示ししてあります資料でございますけれども、今年度は早めに配付させていただきました。以上でございます。

会長

ありがとうございました。皆さんの方から何かご質問はございませんでしょうか。

ないようですので、私の方から 2、3 お尋ねと注文をしたいと思います。詳しい資料をありがとうございました。せっかくの資料なので、できればそれぞれ付箋をつけたり、大項目の A の中の 1 とかですね、何かしていただくともうちょっとみんなもスムーズに読めるかなと思います。というのが、最低賃金の議論もやる中で、その数字もとても大事なんですけれども、いろんな厚労省でやっておられる支援の政策がありますよね。そういうこと

のセットも大事な事かなと思っております。先ほどの説明の中にもいろんな助成金も含めてされておられますので、そういうことも、「このAの項目のCのどこにそれがあります」ということで、僕らに分かるようにしていただくと助かるなと思いました。

それから、先ほどの大事な4表の訂正の件は、結局、訂正された表がまた別にあるということで、差し替えればいいわけですね。

はい、分かりました。皆さん、それぞれが自分なりに整理されるときに、分からないことがあれば遠慮なく労働局にまた説明を求めていきましょう。よろしく願いいたします。はい、どうぞ。

賃金室長 最後、資料が1つもれておりました。すみませんでした。資料ナンバー9なんですけれども、はがきの写しが1枚ものです。

会長 手書きのはがきですね。

賃金室長 そうです。はがきはこの3通でございましたけれども、最低賃金の大幅引上げを求める内容のはがきが同じ書式で郵送されたことをご紹介します。

会長 はがきが来たということでありまして、それでは、一応説明が終わったということで、本日の予定された議題は終了いたしますけれども、よろしいでしょうか。

本日の議事録及び資料については、公開ということで行きたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

委員全員 はい

会長 はい。特に異論はないということにしたいと思います。
以上で本日の審議を終了いたします。お忙しい中、ありがとうございます。なかなかコロナの見通しが厳しい状況でございます。それから、東京オリンピックも23日が開会式の予定になっており、もう少しいろんなことがあるかなと思っておりますけれども、今日頂いた資料もまたそれぞれお読みいただいて、繰り返しに

なりますけれども、熊本県にふさわしい最低賃金の審議を進めていきたいと思えます。よろしく願いいたします。はい、どうぞ。

賃金室長 資料についてもう一つ、後ほど説明しますとございました資料3番のこの日程案についてです。

会長 これから日程の説明をされるということですね。

賃金室長 はい。こちらの資料3は、熊本地方最低賃金審議会の審議日程でございます。今後の審議会の開催予定をご説明いたします。7月27日火曜日10時から、第1回地域別最低賃金専門部会を合同庁舎B棟2階中会議室で開催いたします。部会長と役員選出、改定状況調査及び基礎調査の結果報告、労使代表の基本的見解の表明を予定しております。

中賃での目安答申が7月中旬頃に予定されております。判明後、直近の開庁日に、答申につきましてはメール等にて情報を提供させていただきます。

7月28日水曜日の9時半から第2回本審、10時から第2回地域別専門部会を開催いたします。場所については、第2回本審はこのA棟10階大会議室で行わせていただきます。本審終了後、B棟へ移動していただき、専門部会は合同庁舎のB棟2階中会議室で地域別最低賃金改正の目安額伝達、金額審議を予定しております。

地域別最低賃金の発効日につきましては、例年通り10月1日発効を目指す場合、8月5日の結審が必要となります。7月29日木曜日午後に第3回専門部会、8月4日水曜日午後に第4回専門部会を開催し、8月5日木曜日、状況によりますが、午前第5回専門部会、午後に第1回運営小委員会、次いで第3回の本審、改正答申という流れになります。

今年の金額審議日程はかなり厳しい状況でございますが、日程確保につきましてご協力よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

会長 日程は、それぞれ確認をお願いいたします。会場の変更もあるようですので確認をお願いいたします。

それでは、今日予定されておりました議題はこれで全部終わりますけれども、よろしいでしょうか。

ほかにございませんので、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

全員

ありがとうございました。